

平成29年度「ジェットロ中小企業等外国出願支援事業」 募集案内

1. 事業目的

本事業は、優れた技術等を有し、かつ、それらを海外において広く活用しようとする全国の中小企業者等に対し、ジェットロから外国出願に要する経費の一部を補助金として交付することによって、中小企業の国際競争力の向上、経営基盤の強化を図り、わが国の産業の活性化に資することを目的としています。

2. 応募受付期間

平成29年7月3日(月)～平成29年8月4日(金) 17:00厳守

3. 事業内容

(1) 助成対象経費：別添1にて助成対象経費を確認してください。

(2) 助成対象期間：

外国出願に係る経費のうち、補助金の採択決定後かつジェットロが定める期限までに発生した経費が対象となります。採択決定前に発生した経費は助成対象外です。

(3) 補助率・補助上限額

補助率：助成対象経費の2分の1（千円未満の端数は切り捨て）

補助上限額は、それぞれ次の各号に掲げる金額とします。

- | | | |
|---|---|-------|
| ① | 1 申請者に対する補助金の上限額 | 300万円 |
| | （本年度採択の、ジェットロと都道府県等中小企業支援センター又は発明協会からの助成金の合計額。ただし、東京都と沖縄県を除く） | |
| ② | 1 案件に対する補助金の上限額 | |
| | 特許出願 | 150万円 |
| | 実用新案登録出願、意匠登録出願又は商標登録出願 | 60万円 |
| | 冒認対策商標登録出願（※） | 30万円 |

（※）冒認対策商標登録出願とは、第三者による抜け駆け（先取り）出願（冒認出願）の対策を目的とした商標登録出願をいいます。

4. 申請資格

申請にあたり、以下のすべての条件を満たしていることが必要です。

- (1) 日本国内に主たる事業所を有する中小企業者（「中小企業者」とは、中小企業支援法第2条第1項第1号から第3号までに規定された要件に該当する企業をいいます）、又はそれらの中小企業者で構成されるグループ（グループ構成員のうち、中小企業者が3分の2以上を占め、中小企業者の利益となる事業を営む者をいいます）であること。

[注意] 中小企業者には法人格を有しない個人事業者を含む。

地域団体商標に係る外国特許庁等への商標出願については、事業共同組合等、商工会、商工会議所、NPO法人を含む。

- (2) 外国特許庁への出願業務を依頼する国内弁理士等（選任弁理士）の協力が得られる中小企業者、又は自ら同業務を現地代理人に直接依頼する場合には同等の書類を提出できる中小企業者であること。
- (3) 本事業実施後のフォローアップ調査に対し、積極的に協力する中小企業者。
- (4) 暴力団関係企業、違法な行為又は不正な行為を行った中小企業者、その他ジェトロが不適当と判断する中小企業者でないこと。

5. 助成対象となる外国出願

下記の条件を満たす外国出願が対象となります。

- (1) 既に日本国特許庁に行っている出願（PCT国際出願を含む）と同一内容の外国出願であって、下記①～④の方法により採択決定後かつジェトロが定める期限までに提出を行う予定のもの。
 - ① パリ条約等に基づき、同条約第4条の規定による優先権を主張して外国特許庁への出願を行う方法（ただし、商標登録出願の場合には、必ずしも優先権を主張することを要しません）
 - ② 特許協力条約に基づき、外国特許庁への出願を行う方法（PCT国際出願を同国の国内段階に移行する方法）（ダイレクトPCT出願の場合、PCT国際出願時に日本国を指定締約国に含み、国内移行する案件に限る。）
 - ③ ハーグ協定に基づき、指定締約国に出願予定国を含めてWIPO国際事務局に対して直接又は間接に出願する方法
 - ④ マドリッド協定議定書に基づき、外国特許庁への出願を行う方法
- (2) ハーグ協定に基づき、指定締約国に日本国を含めてWIPO国際事務局に対して直接又は間接に出願を行う方法により、採択決定後かつジェトロが定める期限までに提出を行う予定のもの。
- (3) 外国出願の基礎となる国内出願と予定している外国出願がともに、申請者である中小企業者の名義であること。

6. 応募の流れ（提出期限、提出方法及び提出書類）

- (1) Eメールにて、申請書等を提出

以下の書類①～④のみをEメールに添付して＜宛先／問い合わせ＞に記載のEメールアドレス宛に提出ください（平成29年8月4日（金）17:00提出期限）。

なお、下記①～④以外の書類は、この段階では提出不要です。

【提出書類】

- ① 申請書〔様式第1-1〕又は〔様式第1-2〕のいずれか
 - ・ 冒認商標の場合は〔様式第1-2〕をご使用ください。
 - ・ 申請書はジェットロホームページからダウンロードが可能です。ジェットロで記載不備の確認を行うため、申請書自体はワードファイルのまま電子メールに添付してください。
 - ・ 選任弁理士に依頼しない場合は、申請書の「14 外国特許庁への出願を依頼する国内弁理士等」の欄へ、選任弁理士に依頼する場合と同等の経理関係書類を自らの責任でジェットロに提出できる旨を記入してください。
 - ・ 「役員等名簿」については、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載してください。
 - ・ 別紙第1にある協力承諾書は、選任代理人（選任弁理士）の押印を受けたのち、スキャン等で電子データ（例えば、PDF）に変換して添付してください。
- ② 条件1)～3)を満たす外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書のコピー
 - 1) 費目ごと・出願予定国ごとに記載が分かれる見積書
 - 2) 現地代理人費用の支出予定先となる代理人等の名称が明記された見積書
 - 3) 明細翻訳受注者及び翻訳単価が明記された見積書
- ③ 共同出願の場合は、基礎となる国内出願における持分割合と外国出願時における持分割合の明記がある契約書等の写し
- ④ ジェットロ外国出願支援事業アンケート

(2) ジェットロによる申請書等の確認

ジェットロが、ご提出いただいた申請書の記載事項を確認します。

申請書の記載事項に不備が無いことを確認した後、ジェットロから正式に申請書原本の提出のご連絡をします。

●申請書に記載不備がある場合、ジェットロから加筆・修正をお願いします。

●申請書の記載不備が解消しない場合、正式に申請書を受け付けることができません。

(3) 申請書等の原本の提出

ジェットロから申請書に記載不備等が無い旨の連絡を受けた後、下記書類①～③を、郵送又は持ち込みにて提出してください。

「郵送又は持ち込み時のご注意」の項をご参照の上、ご協力ください。

申請書等（原本）提出期限（必着）：ジェットロが個別に指定した期限日の17：00

【提出書類】

- ① ジェットロにおける申請書チェックを通過した申請書原本（要押印）
- ② 別添2記載の添付書類（必須）を、記載順に並べた書類
添付書類の「外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画」はジェットロホームページからダウンロードが可能です。
- ③ 別添2記載の添付書類（任意）を提出する場合、該当する書類

[郵送又は持ち込み時のご注意]

- ご提出いただく上記書類（１）～（３）を２部コピーし、計３部（押印された申請書原本１部及びコピー２部）お送りください。
- ホチキスは使用しないでください。
- お送りいただく書類原本及びコピーは原則としてA４サイズとし、３部ともクリップ留めでお送りください。
- 申請書チェック時にお送りいただいた②助成対象経費の明記がある見積書及び③ジェトロ外国出願支援事業アンケートは郵送でお送りいただかなくて結構です。
- 提出いただいた申請書及び添付書類は、採択の可否に関わらず返却いたしません、ご了承ください。

<宛先／問い合わせ先>

月～金 9:00～17:00（土曜、日曜、祝祭日は除く）

〒107-6006 東京都港区赤坂1丁目12-32 アーク森ビル6階

ジェトロ 知的財産課 外国出願デスク

TEL：03-3582-5642 / FAX：03-3585-7289

E-mail：SHUTSUGANDESK@jetro.go.jp

7. 主なスケジュール

平成29年	7月 3日	募集受付開始
	8月 4日	募集受付締切
	9月下旬	採択企業の決定・通知
	～12月頃	採択後外国出願
平成30年	1月 5日	採択企業からの実績報告書の提出締切
		(*) <u>実績報告書の提出締切は、外国出願完了かつ当該出願費用支払い完了後14日以内又は1月5日のいずれか早い方です（後述9.参照。）。</u>
	2月～3月	採択企業への補助金額の確定及び支払い

8. 選考方法

- (1) 以下に掲げる事項を基準として、「ジェトロ外国出願支援事業審査委員会（以下「審査委員会」という。）」による書面審査にて採択企業を選定します。
- 先行技術調査等（（先行登録調査又は先行意匠調査）の結果からみて外国での権利取得の可能性が明らかに否定されないと判断される出願であること。なお、商標登録出願及び冒認対策商標登録出願については、JPlatPat 又は TMview の検索結果を添付してください。
 - 次のいずれかに該当する中小企業者であること。
 - ・ 助成を希望する出願に関し、外国で権利が成立した場合等に、当該権利を活用した事業展開を計画している中小企業者

- ・ 助成を希望する商標登録出願に関し、外国における冒認出願対策の意思を有している中小企業者

●産業財産権に係る外国出願に必要な資金能力及び資金計画を有していること。

- (2) 審査は、審査委員会による書面審査を原則としますが、不明点がある場合、電話等でお尋ねする場合がありますことを予めご了承ください。
- (3) 採否の結果は書面にてお知らせします(9月下旬以降を予定)。採択された中小企業者等には、併せて補助金交付決定通知書を送付いたします。なお、審査の経過、内容、不採択の理由等は一切お知らせできませんことを予めご了承ください。
- (4) 審査において適正な評価を受けられるように、以下の点をおすすめします。

●パリルートの特許出願の場合、最低限、日本を調査範囲とした、基礎出願日の後の先行技術調査の実施とその結果の添付。

例えば、JPlatPat による検索では、

「種別」において、公開特許公報、特許公報、公開実用新案公報、実用新案公報をチェックします。さらに、米国特許和文抄録、欧州特許和文抄録、中国特許和文抄録及び中国実用新案機械翻訳和文抄録についてもチェックした先行技術調査が可能です。

●早期審査等で国内基礎出願の審査結果がある場合は、審査結果の提出をおすすめします。

また、国内基礎出願の補正と同様の補正を行い、外国出願をする場合は、補正書の写しを提出することで対応案に代えることが可能です。

●商標登録出願の先行登録調査については、JPlatPat 又は TMview に加え、出願予定国に関する調査結果(国際機関や出願予定国等における無料データベース*を用いた検索結果)の添付。

例えば、以下の無料検索サイトが平成29年4月13日現在利用可能です。

➤ ASEAN-TMview

<http://www.asean-tmview.org/tmview/welcome>

➤ 世界知的所有権機関(WIPO)「Global Brand Database」

<http://www.wipo.int/branddb/en/>

➤ 米国特許商標庁(USPTO)の商標検索サイト

<http://tmsearch.uspto.gov/bin/gate.exe?f=tess&state=4802:3ut358.1.1>

➤ 中国国家工商行政管理総局商標局(SAIC)の中国商標網

http://sbcx.saic.gov.cn:9080/tmois/wscxsy_getIndex.xhtml

●意匠の場合、出願予定国を含む調査範囲について、基礎出願日の後の先行意匠調査の実施とその結果の添付。

●今後の事業計画をはじめとして、各項目について具体的にかつ詳しい記入。

◎外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には

特許庁では、中小企業等が企業経営の中で抱える知的財産に関する悩みや課題を一元的に受け付けてサービスを提供する「知財総合支援窓口」を都道府県ごとに設置しています。

外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には各都道府県所在の「知財総合支援窓口」をご活用ください。

<知財総合支援窓口>

<http://chizai-portal.jp/index.html>

全国共通ナビダイヤル 0570-082100

全国 47 都道府県に設置されたお近くの窓口につながります。

9. 実績報告（出願完了報告）

原則として、外国出願を完了し、かつ当該出願費用支払い完了後、14日以内に実績報告書を提出してください（期限日が休日、祝日の場合は、翌平日を期限日とします。）。

実績報告書の提出締切は、出願費用支払い完了後14日、又は、平成30年1月5日（金）17:00必着のいずれか早い方とします。

外国出願を完了し、出願費用を支払った後は、すみやかに証憑類を収集し、実績報告書を提出してください。

10. 留意事項

（計画変更の承認等）

申請いただいた内容で審査を行い、採否を決定していますので、原則として、申請した計画（出願予定国、出願内容）は、採択後、変更できません。申請内容と外国出願内容が異なる場合、採択されても助成対象とならない場合がありますのでご注意ください。

十分に出願内容等を検討し、申請してください。

出願予定国の政情変更などにより、採択後、やむを得ず申請時の計画を変更する際には、あらかじめジェトロの承認が必要になります。外国出願デスクへご連絡ください。

例) 出願国を減らす場合等

（審査請求の義務・中間応答について）

採択された案件については、審査請求が必要なものについては、各国の特許庁が定める期日までに必ず審査請求を行ってください。

また、中間応答の必要が生じたものについては、応答してください。ただし、やむを得ない理由により中間応答をせず拒絶査定に至った場合は、その理由を事情説明書等で報告してください。

（取下げ・放棄の禁止）

採択後、やむを得ない事情を除き、出願を放棄することはできません。この場合もジェトロの事前の承認が必要です。

（査定状況報告の義務）

外国出願完了後、外国特許庁による査定状況について、その状況にかかわらず、採択後にお知らせする所定の書類にて毎年ジェトロに報告してください。

なお、査定状況とは、特許査定・拒絶査定・審査中（応答含む）・審判中・審査未請求等を意味します。

(フォローアップ調査回答の義務)

本事業完了後、5年間、特許等の取得・活用状況等について特許庁が行うフォローアップ調査にご回答をお願いします。なお、フォローアップ調査は、特許庁の入札により決定する受託事業者によって行われる予定です。

(暴力団排除に関する誓約)

別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項について、必ず当該補助金の交付申請前に確認してください。申請書の提出をもってこれに同意したものとみなします。

(免責)

ジェトロは助成対象経費となる外国出願費用の助成を行うだけであり、実際の出願手続等については一切責任を負いません。

(個人情報)

本事業に関してご提出いただいた個人情報は適切に管理し、目的外利用はいたしません。

(採択案件の公表)

特許庁の定めにより、採択された企業については、企業名、所在地及び交付の決定を受けた出願種別が公表されます。また、経済産業省の判断により交付決定額等についても公表される可能性があることを予めご了承ください。

(別添1)

【助成対象経費】

※助成対象となる経費は、採択決定後からの発注・出願に係る費用に限られます。したがって、下記に該当する経費であっても、採択決定前に発生した費用は助成対象となりません。

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	<ul style="list-style-type: none">○ パリルート等で出願した当該外国の出願手数料○ PCT国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く）○ WIPO（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料○ 外国特許庁への出願料と同時に支払う費用（審査請求料、優先権主張料、補正料、出願維持年金等）
代理人費用	<ul style="list-style-type: none">○ 上記外国出願に係る国内弁理士費用○ 同現地代理人費用○ 振込手数料・送金手数料及び振込に要する費用○ 出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明申請費用、委任状作成費用等）
翻訳料	<ul style="list-style-type: none">○ 翻訳に要する費用（「1WORDの単価×WORDの数」等の内訳を請求書等に明示してください。）

【助成対象外経費の例】

対象外経費	<ul style="list-style-type: none">○ 先行技術調査に係る費用○ 本補助金の申請書作成に係わる代理人費用○ 国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等○ 一度外国特許庁に出願料を支払った後、追加的に外国特許庁に支払った又は支払う予定の費用（中間手続に係る経費、審査請求費用、登録料、維持年金等）○ PCT国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料）○ 日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料（マドプロ、優先権主張に係る費用）
-------	---

(別添2)

	添 付 書 類 (必 須)
法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内） 2. 会社の事業概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） ※電子メールでお送りいただいた書類 4. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等（*） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注4） ※電子メールでお送りいただいた書類 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） ※電子メールでお送りいただいた書類 8. 先行技術調査等の結果（注5） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、基礎出願及び外国出願のそれぞれにおける持分割合の明記がある契約書等の写し 10. その他ジェトロが定める事項（ジェトロ外国出願支援事業アンケート等）
個人事業者	<ol style="list-style-type: none"> 1. 住民票（マイナンバーの記載がないもの）の写し（発行日から6ヶ月以内） 2. 事業者の概要（注1） 3. 役員等名簿（注2） ※電子メールでお送りいただいた書類 4. 直近2年分の確定申告書の控え等（*） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注4） ※電子メールでお送りいただいた書類 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） ※電子メールでお送りいただいた書類 8. 先行技術調査等の結果（注4） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、基礎出願及び外国出願のそれぞれにおける持分割合の明記がある契約書等の写し 10. その他ジェトロが定める事項（ジェトロ外国出願支援事業アンケート等）

事業協同組合等	<ol style="list-style-type: none"> 1. 定款 2. 役員等名簿（注2） ※電子メールでお送りいただいた書類 3. 組合員名簿 4. 直近2年間の決算関係書類の写し（認可庁等に報告しているもの） 5. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類（注3） 6. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注4） ※電子メールでお送りいただいた書類 7. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） ※電子メールでお送りいただいた書類 8. 先行技術調査等の結果（注5） 9. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、基礎出願及び外国出願のそれぞれにおける持分割合の明記がある契約書等の写し 10. その他ジェトロが定める事項（ジェトロ外国出願支援事業アンケート等）
商工会・商工会議所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内） 2. 役員等名簿（注2） ※電子メールでお送りいただいた書類 3. 直近2年間の決算関係書類の写し 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類（注3） 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書等（写しも可）（注4） ※電子メールでお送りいただいた書類 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） ※電子メールでお送りいただいた書類 7. 先行技術調査等の結果（注5） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、基礎出願及び外国出願のそれぞれにおける持分割合の明記がある契約書等の写し 9. その他ジェトロが定める事項（ジェトロ外国出願支援事業アンケート等）
NPO法人	<ol style="list-style-type: none"> 1. 登記簿謄本の写し（発行日から3ヶ月以内） 2. 役員等名簿（注2） ※電子メールでお送りいただいた書類 3. 直近2期分の決算書（貸借対照表及び損益計算書）の写し等 4. 外国特許庁への出願の基礎となる国内出願にかかる出願書類（注3） 5. 外国特許庁への出願に要する経費が確認できる見積書（写しも可）（注4） ※電子メールでお送りいただいた書類 6. 外国特許庁への出願に要する経費に関する資金計画（自己資金・借入金等） ※電子メールでお送りいただいた書類 7. 先行技術調査等の結果（注5） 8. 外国特許庁への出願が共同出願の場合は、基礎出願及び外国出願のそれぞれにおける持分割合の明記がある契約書等の写し 9. その他ジェトロが定める事項（ジェトロ外国出願支援事業アンケート等）

(*)法人および個人事業主で創業1年未満の場合は、決算書に代えて以下の書類のご提出をお願いします。

- (1) 法人設立届出書（個人事業主の場合は開業届）
- (2) 銀行発行の預金残高証明書（直近及び2ヶ月前の2通）

- (3) 事業計画書
- (4) 収支計画書

- (注1) 法人における「会社の事業概要」及び個人事業者における「事業者の概要」については、それぞれ事業概要が明記されているパンフレットによる代用が可能です。
- (注2) 「役員等名簿」については、別添を参考に、法人である場合は役員、個人事業者である場合はその者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者について記載してください。
- (注3) 特許（実用新案）の場合は、当該国内出願の特許（実用新案）請求の範囲、明細書及び図面を含みます。
PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の場合は、PCT国際出願の出願書類に、国際調査報告書、見解書を加えてください。
日本を指定締約国としたハーグ協定に基づく国際登録を外国特許庁への出願の基礎となる国内出願とする場合には、当該国際登録に係る国際事務局発行の「国際登録証明書」（INTERNATIONAL REGISTRATION CERTIFICATE）を含みます。
- (注4) 「見積書等（写しも可）」については、現地代理人費用の支出予定先の明記が必要です（翻訳費用等についても、国内代理人が他者に依頼する場合は、支出予定先を明記）。また、交付申請書の「3. 間接補助金交付申請額（内訳）」における経費区分ごと及び出願国ごとの計算過程及び助成対象経費か否か分かるように記載してください。
- (注5) 「先行技術調査等の結果」については、調査結果のみならず、調査データベース、調査種類、調査対象国、調査対象技術、検索式、調査実施者（調査実施者の調査経験年数も含む）等も記載してください。なお、J-PlatPat（特許情報プラットフォーム）やTMviewによる検索結果の写し、PCT国際出願に関する国際調査報告書の写し、国内出願がすでに登録査定となっている場合は特許査定通知等の写し（商標登録出願の場合は除く）による代用が可能です。また、調査会社等による調査の場合、当該調査会社等の調査報告書の写しを添付することが可能です。

(※) 審査において適正な評価を受けられるように、商標登録出願の先行登録調査についてはTMview、ASEAN-TMview、J-PlatPatに加え、出願国での調査結果（国際機関や主な外国出願先における無料データベースによる検索結果）を添付してください（冒認対策商標登録出願を含む）。

(※) 外国における無料データベースの種類や使用方法等で不明点がある場合には、各都道府県所在の「知財総合支援窓口」をご活用ください。

<http://chizai-portal.jp/index.html>

(知財総合支援窓口：全国共通ナビダイヤル 0570-082100)

場合により提出をおすすめする書類	
	1. 「先行技術調査等の結果」につき、調査会社等の調査報告書の写し（注6） 2. （PCTのみ）国際調査報告書等に対する対応案（注7） 3. （特許のみ）国内基礎出願の審査結果（拒絶理由通知、特許査定等）に係る書類の写し、また拒絶理由に応答する手続補正書、意見書の写し（注8） 4. 第三者による知財、事業計画、資金的能力に関する評価書の写し（注9） 5. 事業計画のスケジュールを示す表（注10） 6. （法人のみ）「決算関係書類の写し」につき、借入金等明細書の写し（注11）

- （注6） 調査会社、現地代理人等による調査報告書がある場合、当該報告書の写しを提出することが可能です。
- （注7） 国際調査報告書等に、申請対象出願に記載された発明の新規性又は進歩性に否定的見解の根拠となる文献等が提示されている場合、当該文献等に対する見解、対応案（補正案）の提出をおすすめします。国際調査における見解書が否定的見解のみに対して、意見及び対応案のいずれも無い場合は、審査で不利になります。
- （注8） 早期審査等で国内基礎出願の審査結果がある場合は、審査結果の提出をおすすめします。また、国内基礎出願の補正と同様の補正を行い、外国出願をする場合は、補正書の写しを提出することで対応案に代えることが可能です。
- （注9） 投資機関、技術移転機関など、第三者による評価書がある場合は、提出することが可能です。審査において参考とします。
- （注10） ガントチャート等スケジュールが分かるものを提出することが可能です。事業性の審査において参考とします。
- （注11） 資金的能力の審査において参考とします。ジェトロから提出の検討をお願いする場合があります。

(別紙)

暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、間接補助金の交付の申請をするに当たって、また、間接補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき